

戦前から戦後国土総合開発法制定までの 国土計画の経緯に関する史的研究*

A Historical Study on the Transition of the National Planning Policy
Before the Comprehensive National Land Development Act

川上 征雄**

By Yukio KAWAKAMI

The purposes of this article are to review an origin of the national planning policy in Japan, to describe its change in that doctrine up to an enactment of the Comprehensive National Land Development Act in 1950, and to examine how basic thoughts of policies are like.

I conclude that there were two big streams of the thoughts on national planning policies, such as the Board of Planning descent one vs. the Ministry of Interior descent one during the war, and the Economic Stabilization Board descent vs. the Ministry of Construction descent in the almost same way after the war.

The former stream is rather function-oriented, designed from above and the latter is space-oriented, designed from below.

Furthermore, the present Comprehensive National Land Development Act is influenced and guided by General Headquarters of the Allied Powers which made much of resource development.

1. はじめに

現行の国土計画である第四次全国総合開発計画はその総合的点検作業が終了し、次なる計画の策定へと踏み出した。これまでの前例を順当に踏襲していくなれば、次は「第五次全国総合開発計画」と呼ばれるところであるが、計画策定の任にある国土庁ではあえてそれを「新しい国土計画」と呼称している。その意図するところは、これまでの計画の延長線上にはない、21世紀という新世紀にふさわしく衣替えた国土計画を策定するという趣旨においてであろう。

しからばこの機会に、累次の計画を重ねるに至るその起源を回顧しておくことは、「新しい国土計画」を構想するうえでも有意義である。このような問題意識から本論文では、第二次世界大戦までに生じた国土計画をめぐるさまざまな経過を跡づけ、つづいて終戦以降に、国土総合開発法が制定されるまでの期間のわが国での経緯について、複数の系統からの国土計画に対する取り組み態度の差異に注目しながら振り返ってみることとする。

2. 日本の国土計画の黎明

(1) 内務省の都市計画、地方計画

戦前の国土計画への関心の高まりを回顧するとき、それは昭和初期にまで遡る必要がある。その起源をさらに尋ねれば、より細い源流をも発見できるかもしれないが、国土計画的な発想の必要性が本格的に認識されるようになったのは昭和初期の大恐慌以降

* keywords: 計画史、地域・都市、国土計画

**正会員 学術修士

東京都企画審議室計画部計画担当課長

(〒163-01 東京都新宿区西新宿2-8-1)

のことであった。もちろんそれまでの間にも市区改正以来、内務省などが中心になって、ハワード Ebenezer Howardの田園都市構想の日本への紹介をはじめとして、イギリスなどの都市計画あるいは地方計画について検討を行ってきた。都市計画から発した衛星都市論、地方計画という広がりの中で国土計画的な問題意識が醸成されてきた底流があった。

しかし、これらが国土計画としてにわかに注目されるようになったのは、やはり大恐慌以降のことであった。いわゆる「市場の失敗」に対して資本主義陣営の国々は、その決定的な解決策を見い出せないでいたが、当時ソビエト連邦が行っていたゴスプランなどの国土計画的な発想に基づいた国策に対しては、それなりの評価を与えていたという側面があった。事実アメリカでは、1933(昭和8)年にルーズベルト大統領が就任して、TVAなど国土計画的発想に立った施策を包含したニューディール政策が実施される。そして一方ドイツではナチスによって実施されたやはり国土計画的発想の施策が展開されていた。

これら各国の事情については日本の中でも情報が多かったわけではなく、例えば東京市政調査会『都市問題』のバックナンバー（第19巻1号(1934(昭和9)年)、第20巻2号(1935(昭和10)年)、第22巻6号(1936(昭和11)年)、第24巻1,2号(1937(昭和12)年))、奥井復太郎『国土計画論』（1940(昭和15)年)、吉田秀夫『国土計画論』（1940(昭和15)年)、石川栄耀『都市計画及国土計画』（1941(昭和16)年)などの当時の当該分野の書物には必ずと言っていいほど、アメリカ、イギリス、ドイツ、あるいはソビエトなどの国土開発施策が紹介されていた。

(2) 企画院の設立と国土計画

1937(昭和12)年6月には第一次近衛内閣が発足する。その直後の7月7日の蘆溝橋事件に端を発した日華事変勃発後の国土計画施策の潮流は、戦時体制強化を目的としたドイツを範とする国家主義的施策への急速な傾倒があったといえる。近衛内閣は、同年10月に内閣直属の機関として企画院を設置した。

他方満州国では日本に先んじて、「食糧の独立」、「工業の独立」、「国防強化」等を国家統制的に実

施しようとするドイツの様式をならった国土計画への試みが早く実現し、その嚆矢をなすものとなった。すなわち1940(康德7)年2月、満州国の国務院会議にて「総合立地計画策定要綱」が決定される。これは、満州国政府の総務庁が主体となって策定したものであるが、そのときの総務長官は星野直樹であった。

そのような満州国の「総合立地計画策定要綱」が出された後の1940(昭和15)年7月に日本では第二次近衛内閣が発足するが、企画院の総裁には星野直樹が迎えらるることとなる。企画院の路線は、いよいよ明確なものになっていったといえる。1940(昭和15)年8月に発表された「基本国策要綱」は、近衛内閣の基本的な政策の方針を示すものであったが、その中では「総合国力の発展を目標とする国土開発計画の確立」が述べられ、内閣として国土計画の策定を意思表示した。

これを受けて1940(昭和15)年9月24日には、企画院主導で「国土計画設定要綱」が閣議決定された。これと相前後して発表された企画院の週報(1940(昭和15)年10月2日)に掲載された文書、「国土計画について」をみると、そのときの問題意識がより鮮明なものとなる。

「わが国でも既に、徳川時代に佐藤信淵が『国土経緯』という名で国土計画の重要性を説いている」と紹介し、元来日本にもあった考え方であったとした上で、「ヨーロッパでは独、伊、南北アメリカでは北米合衆国、北欧ではソ連を中心とする三大ブロックを形成」している中で、わが国は日、満、支、南洋を含む大東亜共栄圏で共存共栄を図っていかなければならないとしている。このような問題意識が、国土計画を必要とする理由であるとしている。

ところで企画院の文書では、何故佐藤信淵に言及したのであろうか。そもそも佐藤信淵の思想は、明治時代になって大久保利通などに見いだされ、用いられた論であった。農本主義的な生産力説を展開し、国富の増進、さらに富国強兵の「垂統国家」に行き着くことになる彼の思想は、全体主義的、統制的内容を含み、後に明治政府が進めた多くの列藩を統合して日本という国家をつくっていくとする施策を先取りし、説いていたからである。思えば企画院が志向した方針、そしてドイツの国家統制的な国土計

画観と多く符合する論でもあったのである。

さらに近衛首相のブレーンであった昭和研究会は、蠟山政道、後藤隆之助、前田多門をはじめとして、後のゾルゲ事件の尾崎秀実など多士済々のメンバーを擁し、やがて新体制運動への側面支援の役割を担っていくものとなるが、この一環として国土計画に関してドイツを範としたものを構想していた。この研究会の国土計画の考察に関しては、内務技師、北村徳太郎も関与していたという³⁾。北村はドイツに留学した経験を有し、「緑地」(Grünflächen)、「防空」(Auflockerung)という日本語をドイツ語から造語したように²⁾、ドイツのRaumordnung(空間規整)を「国土計画」と翻訳し、日本に紹介した先駆者であった³⁾。この昭和研究会が、「国土計画設定要綱」の閣議決定前の9月19日に、「国土計画促進に関する意見書」を提出している。ここでは「私利利潤の追求を事とする従来の自由主義経済体制を止揚し、協同体的経済計画体制の確立」をする国土計画をつくる必要があり、「国土計画法」を制定し、内閣直属の「国土計画庁」を新設することが主張された。

企画院が目指したのは、戦時体制計画、統制的な危機管理のための全体計画あるいは物資動員計画(物動計画)を中心とする国土計画であり、即地的な事業が強調される種類の国土計画では必ずしもなかった。1940(昭和15)年12月には、企画院が「公益優先、経営と所有の分離」を骨子とする「経済新体制確立要綱」を発表するという時代背景にあったのである。

3. 国土計画への試み

(1) 内務省の変容

一方の内務省の系統は、都市計画から発展し、これを補完する地方計画の策定を積み上げることによって、国土計画的施策への接近を目指していた。企画院の主導で「国土計画設定要綱」が閣議決定されて間もない1940(昭和15)年12月20日に、内務省は部内臨時職員設置制を改正し、地方計画担当の職員を充実するという内務省としての措置をとった。

国土計画策定の動機づけにおいて、内務省では都市計画の経験から都市問題の解決のためには、より広い空間的視野での解決を図るため地方計画、国土

計画を意識していたが、それに対し企画院が構想したのは全体主義的な経済統制策として国土計画を考えるものであったと特徴づけられる。一方が「部分から全体へ」と接近する国土計画の思想であったのに対し、もう一方は「全体の利益から各部分」を押さえようとする思想の二様があった⁴⁾。

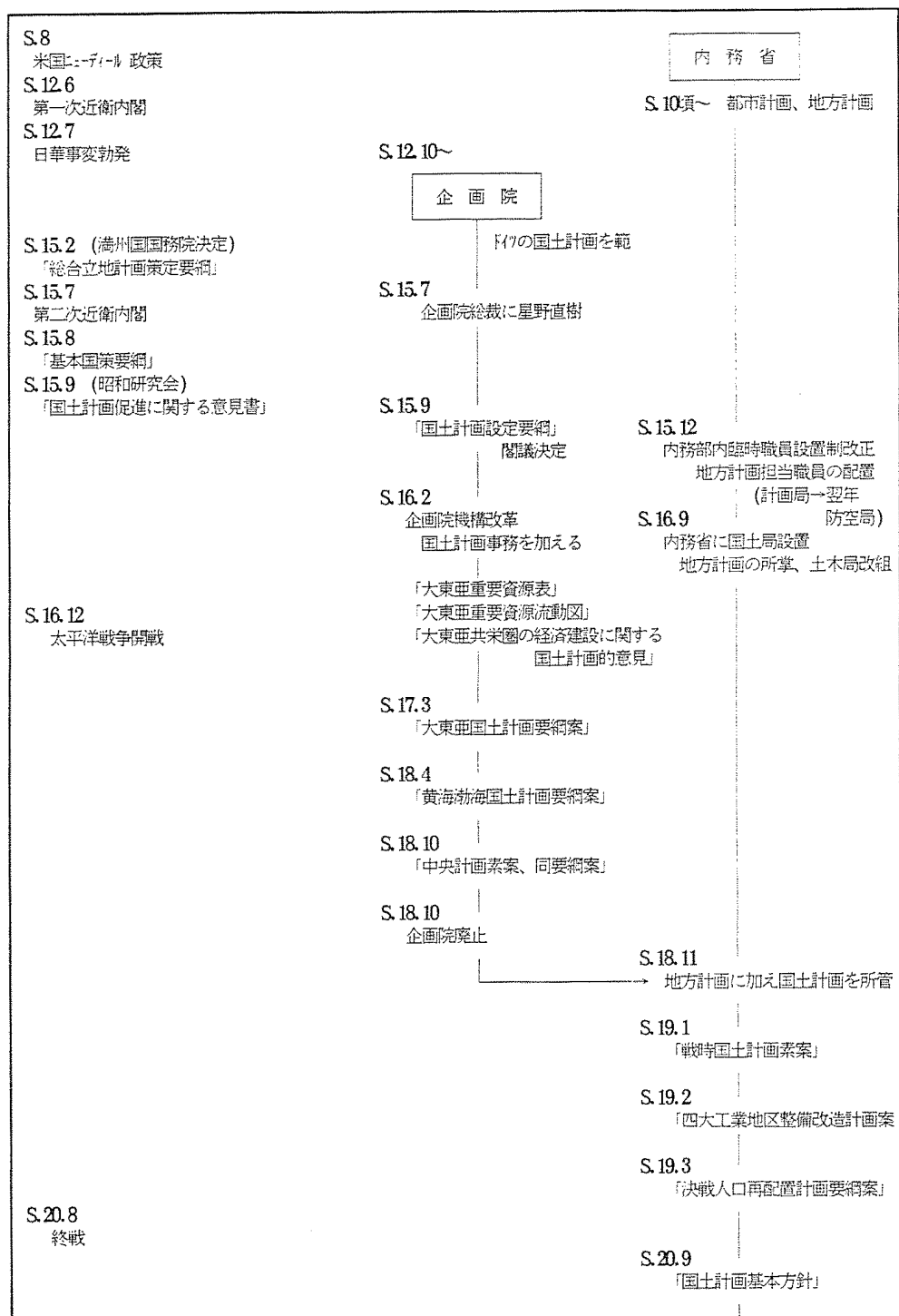
内務省での地方計画の担当部局は計画局であったが、1941(昭和16)年9月5日には太平洋戦争直前の時局にあって、土木局を国土局に改組し地方計画を行う旨の官制の規定がなされた。一方、計画局は防空局に改編された。地方分散政策は都市の過大化対策というよりも「防空、疎開」という視点からの施策への移行が余儀なくされたのであった。

(2) 企画院の主導とその廃止

1941(昭和16)年12月8日の太平洋戦争の勃発に伴い企画院の機構はより充実され、大東亜共栄圏という大きな領域での国土計画が模索され、「大東亜国土計画要綱案」(1942(昭和17)年3月)、「黄海渤海国土計画要綱案」(1943(昭和18)年4月)などが、次々に策定されていくのであった。

「黄海渤海国土計画要綱案」は、日満支という大きなブロックの基本方針として立案されるが、これにつづいて各地域編である各国の国土計画策定ということが想定されていたのである。1943(昭和18)年10月には、早速「中央計画素案、同要綱案」という形で、それに呼応した日本本土の国土計画案ができるが、1943(昭和18)年10月31日の企画院の廃止によって徐々に国土計画への盛り上がりは萎えていかざるを得なかった。企画院の廃止は、治安維持法に触れる行為があったとして、和田博雄、勝間田清一、佐多忠隆、稲葉秀三(戦後、片山内閣下でいずれも経済安定本部入り。)らの職員が逮捕された企画院事件も影響したであろう。あるいは政府が大政翼賛会的なものに集約されていく中で、企画院の存在意義がなくなったということであったかもしれない。

企画院が廃止されて以降の1943(昭和18)年11月からは、ある意味では日本の中で国土計画を司るセクションが初めて一元化され、内務省国土局がその任を負った。内務省は終戦後にはGHQによって廃止されることになるので、戦中の約2年間と戦後の



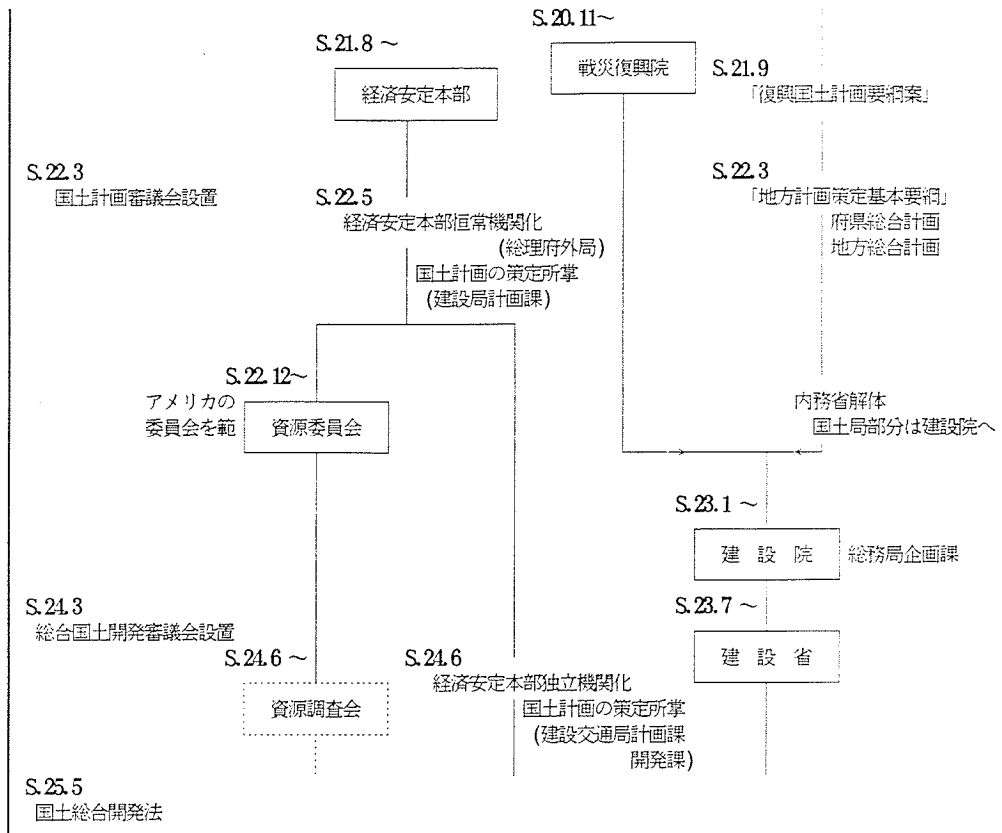


図 1 国土総合開発法制定までの国土計画系統図

経済安定本部ができるまでの約1年間は、内務省が唯一の機関として国土計画を立案できた時期であった。しかし結局戦争中は、「戦時国土計画素案」、「決戦人口再配置計画要綱案」という戦時体制の特殊な状況下、非常時の国土計画の立案という制約の多いものであった。

4. 終戦とGHQ

（1）経済安定本部の誕生

終戦後早期の1945(昭和20)年9月27日には、内務省は「国土計画基本方針」を打ち出し、新たな国づくりの指針を示した。戦前、戦中の国土計画は自給自足のアウトルキーを目標としたが、「国土計画基本方針」では、「平和的ナラサル意図ノ下ニ経済上ノ諸条件ヲ無視シテ追求セラレタル自給体制ヲ離脱シ」と反省し、「必需物資ノ生産ト平和的ナル産業ノ維持発達ヲ助長シ平和的通商ヲ通シテ国民経済

ノ充足ヲ計ル」、方針の大転換を行うこととなった。

国土計画を策定するため、国土計画審議会の設置が提案された。内務省がそれまで地方計画、国土計画を既に所管してきたこと、また地方自治体との関係が深いこと、土木行政を行っていることと併せ、将来的には内務省を国土省へと機構変更していくという理由から、当初国土計画審議会の所掌は内務省であると主張した。そして翌1946(昭和21)年9月1日には「復興国土計画要綱案」が策定され、ようやく平時の国土計画分野での主導権を発揮していくかのようであった。

しかし終戦によって連合軍が進駐し、翌月には総司令部 General Headquarters (GHQ) が日本の経済、社会、政治の万事にわたる事項を監督した。そのGHQの肝入りで、1946(昭和21)年8月には経済安定本部(安本)が発足する。GHQは、多くのニューディーラーを擁しており、かつてアメリカ

で行われたルーズベルトの施策を少なからず教訓としていたはずである。

安本の主要な業務は、物価統制、物資の統制などを所掌するものであり、目的の相違はあれ、用いた手段としては戦中の企画院に似た性格を有していた。そしてその傍ら、物動計画を通じて国土計画的なものにも関与していくこととなる。

1947(昭和22)年3月24日内務省では、「地方計画策定基本要綱」を作成し、それに従い府県計画、あるいは地方計画の策定に向けて各県とのすり合わせが頻繁に行われた。当時内務省で進められていた地方計画のための作業は、具体的には、青森県、岩手県、山形県、茨城県などで作業が進捗していた。それらは、県の自治体化に伴い、自前の立案能力を向上させるべく企画セクションを創設した県に多く、これが後の県総合計画の基礎になっていった。特に山形県は、かつて内務省で国土計画を担当していた元書記官の村山道雄が県知事となったこともあり、県総合計画が積極的に研究されていたことが特筆できる。

当初安本は1年限りの臨時機関として発足したが、1947(昭和22)年5月に恒常機関となるに際し、国土計画の策定事務が正式に安本の所掌となり、国土計画に関する業務は内務省から安本へと再度移行した。

(2) 資源委員会の設置

また一方、安本では新しい分野が誕生する。大来佐武郎など外務省系の人を中心とした「戦後問題研究会」のメンバーが提唱した資源委員会の設置であった。これはG H Qの天然資源局 Natural Resources Section (NRS) の技術顧問であったアッカーマン Edward A. Ackerman が、記者会見(1946(昭和21)年11月)の中で日本の天然資源は決して不十分なものではなく、開発さえすれば十分なものがあるという趣旨の発言を行ったという記事に触発されてのものであった。この発言には、日本が戦争に突入したのは資源を外に求めたからであり、それに対して国内資源を開発、活用することが、平和国家創造の方途であるという含意もあったのではないと思う⁵⁾。それは例えば後年になるが、田中角栄の『日本列島改造論』を中国の周恩来が読んだ

とき、「これで日本はもう中国に攻めてくることはない」と語ったというエピソード⁶⁾と共通の発想であろう。ともあれG H Qの会見記事を契機に、1947(昭和22)年12月13日G H Qの全面的な支援を得て安本に資源委員会が設置された⁷⁾。

資源委員会という名称は、アメリカの組織に由来している。すなわち、ルーズベルト大統領がニューディール政策を推進するに当たり設置した機関として、1933年に国家計画委員会 National Planning Boardがあったが、次に国家資源委員会 National Resources Board という組織に変わり、さらに1年後には、国家資源協議会 National Resources Committee、そして最後に国家資源計画委員会 National Resources Planning Boardへと変遷していった委員会をモデルにしたのであった。

ところでアメリカにおいて、このように組織の名称が短期間に変更された理由に言及しておこう。それは、大恐慌からの復興を目的としたルーズベルト大統領の諸施策が、どちらかといえばやはり中央集権的、統制的に実施されていた面もあったが、野党の共和党をはじめ議会側はこれを社会主義的施策であると非難を強めた結果であった⁸⁾。最終的にはルーズベルトが在任中の1943年にはこの委員会は廃止されたのである。わが国で資源委員会が発足した時には、アメリカでは参考とされた委員会がすでに廃止されていたことになる。

わが国においても資源委員会は、その後1949(昭和24)年の安本の独立機関化に伴い、資源調査会と名称を変えて、この後からは国土計画的なものへの関与はほとんど希薄なものとなり、資源問題に純化していく傾向を強め、現在は科学技術庁の資源調査所へと変更されている。今では国土庁が行っている土地分類調査、水調査、地籍調査の国土調査に、資源調査会が携わった国土開発の名残をわずかにとどめるだけである。

しかし、この当時資源委員会が設置されたことは、戦後の国土計画の流れに大きな影響を与えるものとなった。資源開発というキーワードが大きな軸として加わったのである。

1947(昭和22)年12月、資源委員会が創設されたのと対照に内務省が解体され、国土局が担当していた事務は1948(昭和23)年に戦災復興院と合体し

た建設院に引き継がれる。1947(昭和22)年5月に内務省の主唱で、総理大臣所管の国土計画審議会が設置されていたが、安本の創設、資源委員会の設置などで、国土計画の議論はしばしば中断され、内務省から引き継いだ建設省は主導権を失っていくものとなる。そして1949(昭和24)年になると、国土計画法を作成しようという機運が再興し、安本に総合国土開発審議会が設置され、安本主導で検討が進められていった。この中で本格的に国土計画関係の法律案が検討されていくわけであるが、各省の思惑の相違の中で主に二つの系統の案が出てくる。安本が目指したのは、TVAのような機関が機能面の効率性を重視して、事業横断的に実施したことを範とする総合開発計画であり、建設省が目指したのは都市計画から空間的に発展した県計画、あるいは地方総合計画の実現であったといえる。事実、国土総合開発法施行後の両者の事務分掌は、都府県との窓口は主に建設省が、各省庁との調整は主に安本が行うというものになるのである。

5. 国土総合開発法の制定

国土総合開発法の制定に至るまでは、安本、建設省の思惑が法案に反映された。最終的にはこの中をとる形で内閣審議室の案でもって調整されるものとなったが、いずれの案にも当初全国計画の策定は念頭になく、都府県総合開発計画、地方総合開発計画、それから特定地域総合開発計画を策定するというのが共通した事項であった。これらの経過を要約して、象徴的にいえることは、「国土」という語に固執した建設省と「総合」という語にこだわった安本が対立したことである⁹⁾。換言するならば、一方でフィジカル・プランニングが、もう一方で省庁横断的な統合施策が意図の中心になっていることに相違があった。

ところで、この国土総合開発法が制定された同年には北海道開発法も制定される。実質的な制定実務は国土総合開発法案が先行していたといわれるが、国会に上程される段に急遽北海道開発法案を先に国会に諮るというタイミングをもって、北海道開発法を成立させたのであった。これには、明治以来開発が遅れていた北海道に対する国家的投資という一種の地方利益を確保する思惑や当時革新道政が展開さ

れていたことへの対抗という背景などがあった。つまり国土総合開発法という日本全国を網羅する法律ができてしまった後には、北海道の開発というような特定の地域を対象とした法律を制定することは難しいという判断から、あらかじめ北海道開発法を制定してから国土総合開発法を定めたという事情があったのである。

6. 「国土」、「総合」という語

戦後日本の「国土計画」の正統性を、アメリカのNational Planning Boardに由来するnational planningに求める説明がある。建設省系の書では、national planningは決して「国家計画」と訳してはならない、あくまでフィジカル・プランニングの意をもち、即地的な意をもつ「国土計画」とすべきであるという説明に拘泥した傾向がある¹⁰⁾。

アメリカでは民主党政権のルーズベルト大統領がニューディール政策を実施するに当たり、国が多く介入して州際的事業を行う施策が展開される必要があったため、nationalなのであった。すなわちアメリカのそれは必ずしもフィジカル・プランニングか否かの区分ではなく、むしろ連邦的視野での計画という意味あいではなかったかと考える。アメリカの"national planning"を錦の御旗に、建設省系と安本系では各々の思惑の違いがこの語に対して先鋭になった¹¹⁾。この機会をとらえGHQの後ろ楯によって、「国土計画」を復権させたい意図があったのだろうか。あるいは国家計画と訳されることが国家統制や物動計画ととられ、安本の所掌とされることを警戒した、国土計画をめぐるヘゲモニーの問題に帰するのだろうか。

「国土計画」の起源を江戸時代に求めたのは企画院であったことは前述した。「国土経緯」を国土計画の源とした。しかし、佐藤信淵の「経済要略」によれば、「経済トハ、国土ヲ経営シ、物産ヲ開発シ、部内ヲ豊富ニシ、万民ヲ済救スルノ謂ナリ。」¹²⁾とあり、元来の「経済」の語が中国の「抱朴子」にある「経世済民」から来ている¹³⁾ことから判断すると、「国土」とは「世」、すなわち国家という意味あいではなかったかと思う。いずれにせよ法案整備に当たっては、当初「総合開発法」という法案名で調整を進めていたが、建設省系の上述のような思

い入れから、「国土総合開発法」と名称変更された。

ところで、総合国土開発審議会での議事内容や国土総合開発法案等の資料は英訳され、GHQのNRSに報告されていたことが筆者の調査によってわかった。現在、GHQの一部資料は、国会図書館憲政資料室でマイクロフィルム化された資料が閲覧可能となっている。このうち国土総合開発法関係の資料では、1950(昭和25)年4月14日付けの法案の英訳版が保存されている¹⁴⁾。これによると法律名が、"Multiple Purpose National and Local Development Bill"とタイプ打ちされた英訳法案を手書きの見え消して、"National and Local"の部分消し、"Land"と書き改められている(図2)。おそらく、アッカーマンなりの担当者が適切な英文に改めた結果であろう。つまり、国内で省庁の面子をかけて詳細な議論をしてきた事柄もGHQの理解の範疇ではなかったということだろう。

一方安本系の場合は、national planningを「国土計画」と解するが、むしろそれは慣習としてであ

り、この用語へのこだわりの結果ではない¹⁵⁾。目標とする計画は事業横断的な総合開発であって、それを行うに当たっては「複合的」あるいは「多目的」に投資効率面のパフォーマンスを意識して実施するべきものと理解したのであろう。

それは「総合」の語の理解によって説明できよう。これについても上述のGHQへの英訳提出資料でみてみよう。日本語の条文を読み取るよりも英訳されたものの方が、その意図したところが明らかになる場合もある。それによると「総合」には、より包括的な意をあらわす "comprehensive"ではなく、"multiple purpose"の英訳を与えていた¹⁶⁾。多目的ダムというときのそれと同じほどの意味において用いられていたものと解せる。また国土総合開発法本文では「総合的」という修飾語が、第一条と第二条に計三カ所出てくるが、それらは"overall"、"multiple purposes"、"co-ordinated"と文脈によって語句は異なっており、定訳はない。なお、これらGHQに提出された英訳は、現在の公用の英訳

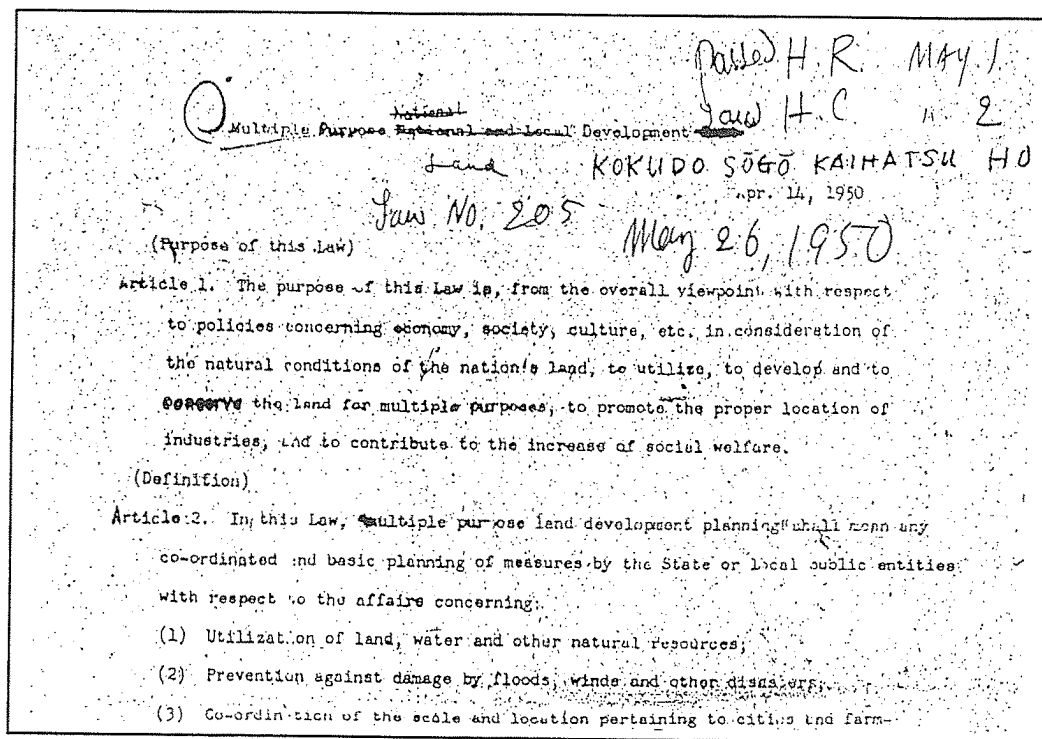


図2 GHQに提出された英訳の国土総合開発法案(一部)

法律文とは必ずしも一致していないことを付記しておく。

【参考文献】

7. おわりに

以上要約するに、国土計画をめぐる戦前にはそのアプローチの違いから、国家全体の統制から考えていく「企画院」と、部分である地域から全体へという広がりの中で調和を保とうとする「内務省」が並立するように生じた二つの系統があった。それらは、それぞれの施策を個別に深化させていった。どちらかといえば、戦前、戦中の国土計画への要請は、「私利私欲の追求を事とする自由主義経済体制を止揚」するため、企画院主導で進められた。しかし、やがてその企画院の廃止によって、戦争中の一時はこれらの系統が一本化されたかにみえた。

そして、政治体制が全く異なった戦後には、再び全体からのアプローチをする「安本」と個別事業からの広がりを実践する「建設省」という二つの系統が並立、対立した。それは換言するならば、「中央計画」対「地方計画」、「総合開発」対「国土開発」、あるいは「機能的・効率的」対「空間的・衡平的」という二分法的構図を反映し、継続してきたものといえるのではないだろうか。

さらに国土総合開発法の制定時期は、「資源開発」の語が新たなキーワードとして加わった時に当たる。現在の国土総合開発計画が、その根拠法である国土総合開発法が目的とし、定めている内容と少なからず齟齬を生じていると感じさせている原因のひとつは、この時代背景の差から生じたものである。戦後間もなくに決した国土計画の歴史的意義が、多くの資源をほとんど海外に求める今日となって、策定される国土計画のよりどころとする理念としては必ずしも適当ではなくなっている。

- (1) 東京商工会議所：『国土計画に関する資料』、『商工調査第79号』, 1941年。
- (2) 佐藤 竺：『日本の地域開発』, 未来社, 1965年。
- (3) 西水孜郎：『国土計画の経過と課題』, 大明堂, 1975年。
- (4) 御厨 貴：『戦時・戦後の社会』, 『日本経済史 7』, 岩波書店, pp. 238～282, 1989年。
- (5) 安藤良雄：『昭和史への証言 第3巻』, 原書房, 1993年。
- (6) 川上征雄：社会背景から考察した全国総合開発計画策定史に関する研究, 土木史研究第13号, 土木学会, pp. 121～128, 1993年。

【補 注】

- 1) 北村徳太郎：『何処に行くか、国土計画』, 『季刊国土』第10巻1号, 国土計画協会, pp. 4～12, 1960年。
- 2) 越沢 明：『満州国の首都計画』, 日本経済評論社, p. 244, p. 247, 1988年。
- 3) 木村三郎：『国土計画という言葉の由来』, 『季刊国土』第26巻4号, 国土計画協会, pp. 19～27, 1976年。

北村徳太郎の前掲書によれば、ドイツでは当初英語の national planning に当たる Reichsplanung が使われていたが、後に Raumordnung が一般的になったとある。

- 4) 石川栄耀：『都市計画及国土計画』, 工業図書株式会社, pp. 397～493, 1941年。

石川は、この二様の前者を調整主義あるいは再編成主義と呼び、後者を統制主義あるいは振興主義と呼んでいる。また『経地計画』の体系からみれば、前者は上向性、後者は下向性のものだとしている。

- 5) Hubert G. Schenck：『日本の天然資源問題』, 『資源委員会資料第14号』, 経済安定本部資源委員会事務局, 1949年。

これはGHQの天然資源局長であるスケンクの講演記録であるが、冒頭にそのような趣旨の発言ととれる部分がある。

- 6) 田中角栄元首相の早坂茂三秘書官（当時）からのヒアリングによる(1993.3.31聴取)。

また、同元首相の小長啓一秘書官（当時）によれば、類似のエピソードとして、アメリカの未来学者ハーマン・カーン Herman Kahnが、官邸に田中首相を訪ね、「これまでの経済大国は、もてる力を外に発したが、日本は国内に向けて発散しようとしている。日本列島改造論は、平和宣言である。」と評したという(1993.8.24聴取)。

- 7) 大来佐武郎：『東奔西走』，日本経済新聞社，pp. 83～87, 1981年。
- 8) 大来佐武郎：『技術・資源・経済』，白楊社，pp. 159～167, 1949年。
- 9) 佐藤 竺：前掲書，p. 57。
- 10) 総合立地研究会：『国土総合開発の展望 ―国土計画最近の進歩―』，建設協会，pp. 5～6, 1950年。
- 11) 国土計画協会：『日本の国土総合開発計画』，東洋経済新報社，p. 23, 1963年。
- 12) 佐藤信淵：『経済要略』，『日本思想体系 45』，岩波書店，pp. 520～570, 1977年。
- 13) 中山伊知郎他：『経済辞典』，有斐閣，p. 125, 1971年。
- 14) GHQ/SCAP Records: "Multiple Purpose Land Development Law", Section 3-402/NN DG No. 775023, 1950年, 国会図書館憲政資料室所蔵。
- 15) 大来佐武郎の前掲書（1949）では、米国の "National Planning Board" を「国土計画局」とはせず、「国家計画局」と訳している。
- 16) 鈴木雅次：「国際放送 日本の新しき国土開発」，『国土』，国土計画協会，pp. 34～37, 1954年。

このラジオ放送でも、「総合」に当たる日本語を "multiple purpose" と訳している。